

## 第 4 期 由布市特定健康診査等実施計画

令和 6 年 3 月

由布市保険課



## 【目次】

第1章 計画の背景・趣旨 .....	0
1 計画策定の背景・趣旨.....	0
2 計画期間.....	0
第2章 第3期計画の実施状況.....	1
1 特定健診の実施状況 .....	1
2 特定保健指導の実施状況 .....	3
第3章 特定健診・特定保健指導の実施 .....	5
1 特定健診 .....	5
2 特定保健指導 .....	7
3 事業主との連携 .....	9
4 年間スケジュール .....	10
5 特定健診・保健指導のデータの形式 .....	11
6 特定健診・保健指導の記録の管理、保存期間について.....	11
第4章 その他 .....	12
1 計画の公表・周知.....	12
2 個人情報の取り扱い .....	12
3 計画の評価・見直し.....	12

## 第1章 計画の背景・趣旨

### 1 計画策定の背景・趣旨

生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康・長寿を確保しつつ医療費の伸びの抑制を達成することを目的に、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)に基づき、特定健康診査(以下「特定健診」という。)及び特定保健指導の実施が保険者に義務付けられました。

由布市においても、「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」(法第18条。以下、「基本方針」という。)に基づき、「特定健康診査等実施計画」(法第19条)を策定し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防などの取組を推進しています。

本計画は、基本方針に基づく計画であり、制度創設の趣旨、国の健康づくり施策の方向性、第3期計画期間での実施状況やその評価を踏まえ策定するものです。

### 2 計画期間

本計画の実施期間は、令和6年度(2024年)から令和11年度(2029年)までの6年間です。

## 第2章 第3期計画の実施状況

### 1 特定健診の実施状況

令和4年度の特定健診の実施率は44.8%であり、第3期計画期間では減少傾向にあり、いずれの年度においても目標は未達成です。

図表1 第3期計画における特定健診実施率の目標値と実績値

	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
目標値(%)	60.0	61.0	62.0	63.0	64.0	65.0
実績値(%)	55.6	54.9	50.2	45.3	44.8	未公表

出典:法定報告

図表2 第3期計画における特定健診の対象者数と受診者数

	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
対象者数(人)	5,393	5,243	5,168	5,018	4,696	未公表
受診者数(人)	2,999	2,878	2,594	2,271	2,106	未公表

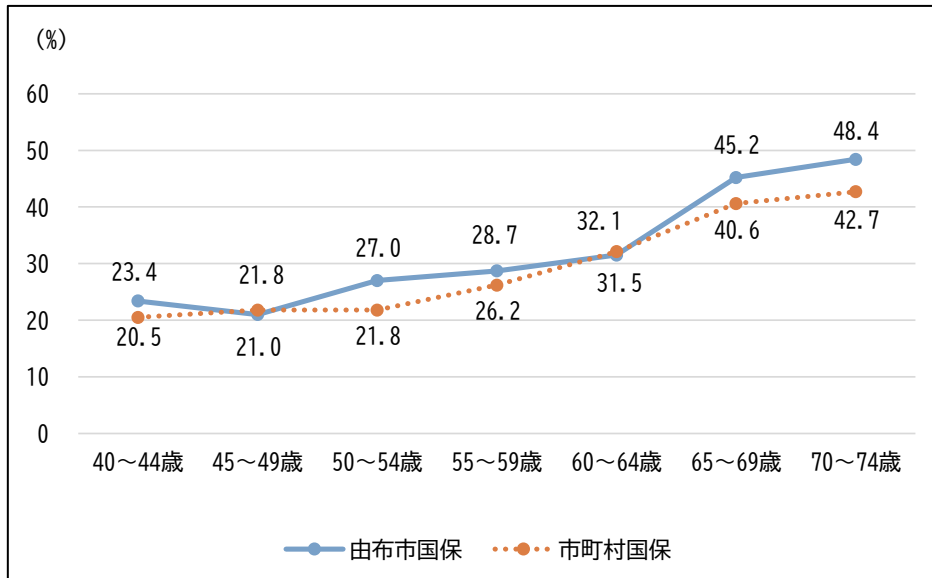
出典:法定報告

令和4年度の特定健診の実施率を性別・年代別にみると、市町村国保と比較して男性の45～49歳、60～64歳と女性の45～49歳が低くなっています。

図表3 性別・年代別特定健診の実施率

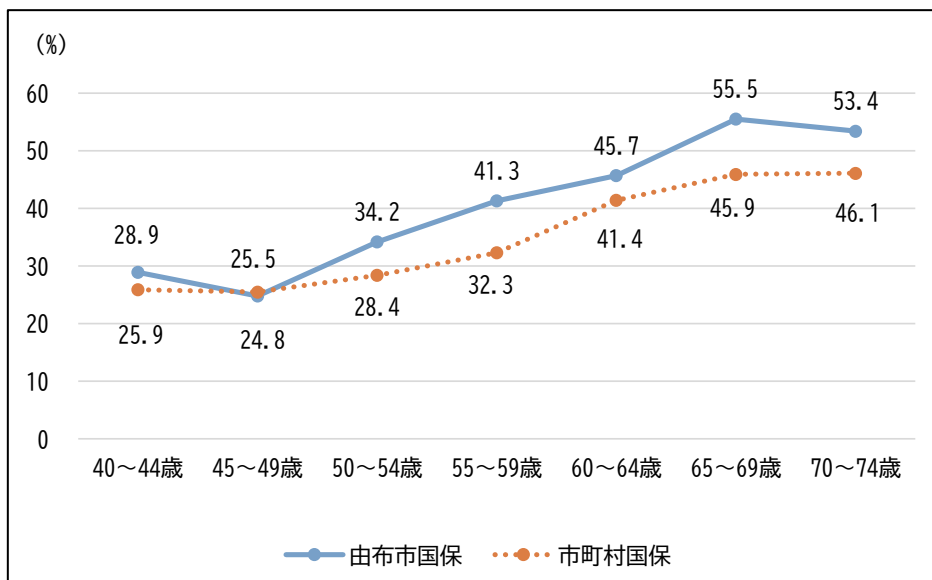
男性

(令和4年度)



女性

(令和4年度)



出典: 法定報告

## 2 特定保健指導の実施状況

令和4年度の特定保健指導の実施率は 53.5%となっています。第3期計画期間ではおおむね増加傾向にありますが、いずれの年度においても目標は未達成です。

**図表 4 第3期計画における特定保健指導実施率の目標値と実績値**

	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
目標値(%)	60.0	61.0	62.0	63.0	64.0	65.0
実績値(%)	47.9	44.0	56.6	58.3	53.5	未公表

出典：法定報告

**図表 5 第3期計画における特定保健指導の対象者数と終了者数**

	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
対象者数(人)	374	368	318	247	226	未公表
終了者数(人)	179	162	180	144	121	未公表

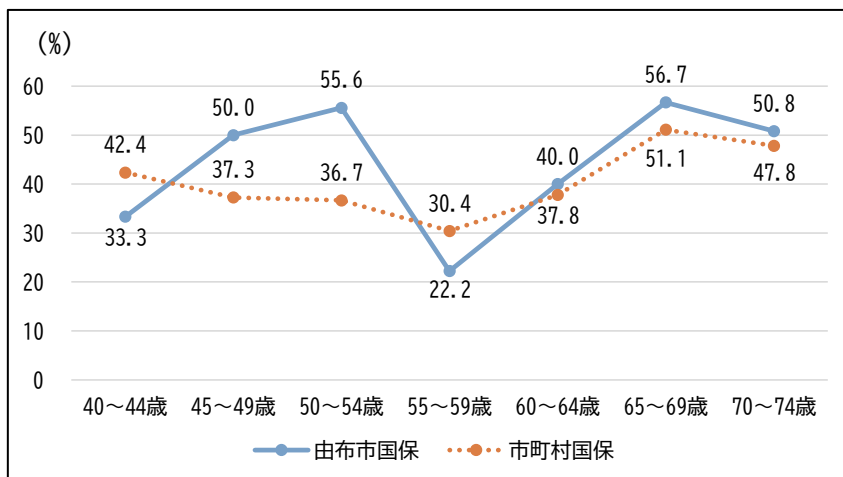
出典：法定報告

令和4年度の特定保健指導率の市町村国保との比較(性別・年代別)では、40～44歳、55～59歳、60～64歳の男性の指導率が市町村国保より低く、女性については55～59歳の指導率が市町村国保より低くなっています。

図表 6 性別・年代別特定保健指導の実施率

男性

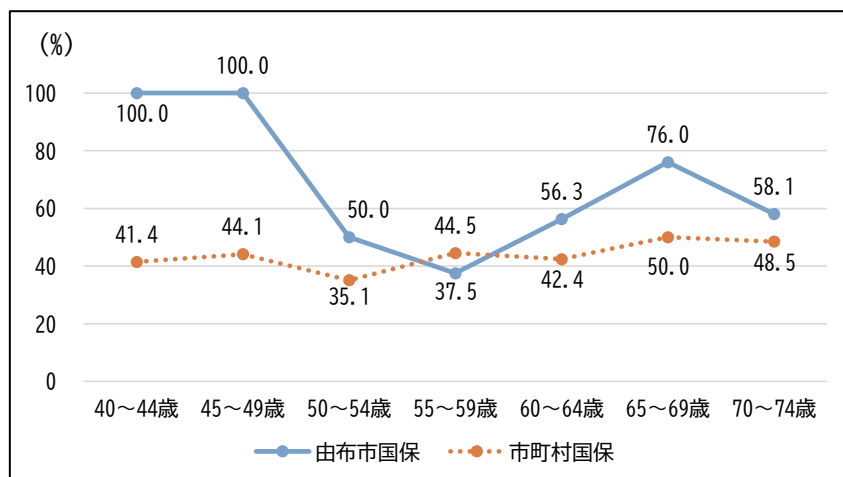
(令和4年度)



由布市	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳
指導対象者数(人)	9	8	9	9	15	30	61
保健指導終了者数(人)	3	4	5	2	6	17	31

女性

(令和4年度)



由布市	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳
指導対象者数(人)	1	2	2	8	16	25	31
保健指導終了者数(人)	1	2	1	3	9	19	18

出典:法定報告



### 第3章 特定健診・特定保健指導の実施

#### 1 特定健診

##### (1)対象者

実施年度内に40～74歳となる被保険者で、かつ当該年度の1年間を通じて由布市国民健康保険に加入している者(年度途中での加入、脱退等異動のない者)のうち、妊産婦等除外規定の該当者(刑務所入所中、海外在住、長期入院等)を除いたものです。

##### (2)目標値

図表 7 第4期計画における特定健診の目標値

	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
目標値(%)	48.0	51.0	54.0	56.0	58.0	60.0

##### (3)対象者数(見込み)と目標受診者数

図表 8 第4期計画における特定健診の対象者数(見込み)と目標受診者数

	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
対象者数見込み(人)	4,650	4,600	4,550	4,500	4,450	4,400
目標受診者数(人)	2,232	2,346	2,457	2,520	2,581	2,640

##### (4)実施形態

###### <実施場所>

個別健診・・・大分県医師会を通じた集合契約において契約した医療機関にて実施します。

集団健診・・・由布市内の各健康センターや公共施設において実施します。

施設健診・・・個別契約において契約した健診施設にて実施します。

健診場所の検討は、受診状況等を踏まえ毎年行います。

## <実施項目>

実施項目		項目	備考
		基本的な健診項目	既往歴の調査
自覚症状及び他覚症状の有無の検査	理学的検査（身体診察）		
身長、体重及び腹囲の検査			
BMIの測定			
血圧の測定			
肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、 $\gamma$ -GT ( $\gamma$ -GTP)		
血中脂質検査	空腹時中性脂肪（随時中性脂肪）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（non-HDLコレステロール）		
血糖検査	空腹時血糖（随時血糖）、HbA1c		
尿検査	尿糖、尿蛋白		
医師の判断によって追加的に実施する詳細な健診項目	貧血検査	ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定	
	心電図検査（12誘導心電図）		
	眼底検査		
	血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む）		
独自の追加項目	血清クレアチニン検査（eGFRによる腎機能の評価を含む）	詳細な健診項目に該当しなかった者も全員実施する	

## <実施時期>

各年5月から翌2月末日を健診実施期間とします。

### (5) 特定健診委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第28条、及び実施基準第16条第1項に基づき、具体的に委託できる者の基準については厚生労働大臣の告示において定められています。

### (6) 委託契約の方法、契約書の様式

委託の範囲は、問診、身体計測、採血、検尿、結果通知、健診結果の報告（データ作成）です。契約書の様式については、国の契約の様式に準じ作成しています。

### (7) 代行機関の名称

特定健診にかかる費用の請求・支払の代行は、大分県国民健康保険団体連合に委託します。

## (8) 特定健診の案内・周知

特定健診対象者には、受診券を発行し、健診のお知らせ等とともに個別通知します。

また、市公式ホームページや市報、市公式 LINE 等の SNS を通じて周知を行います。

## 2 特定保健指導

### (1) 対象者

国が定める「特定保健指導対象者の選定基準」に基づき、特定健診の結果を踏まえ内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因数による階層化を行い、対象者を選定します。なお、糖尿病、高血圧症または脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している場合は、対象者から除きます。

	腹 囲	追加リスク ①血糖 ②脂質 ③血圧	④喫煙歴	対 象	
				40～64歳	65～74歳
対象者の階層	≥ 85cm (男性) ≥ 90cm (女性)	2つ以上該当	/	積極的支援	動機づけ支援
		1つ該当	あり		
	上記以外で BMI ≥ 25		3つ該当	/	積極的支援
		2つ該当		あり	
			1つ該当	なし	

### (2) 目標値

図表 9 第4期計画における特定保健指導の目標値

	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
目標値(%)	55.0	56.0	57.0	58.0	59.0	60.0

### (3) 対象者数(見込み)と目標終了者数

図表 10 第4期計画における特定保健指導の対象者数(見込み)と目標終了者数

	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
対象者数見込み(人)	307	309	311	313	315	316
目標終了者数(人)	169	173	177	182	186	190

#### (4)実施形態

##### <実施場所>

特定健診実施機関、対象者の自宅、庁舎への来所対応等で実施します。

##### <実施項目>

対象者の生活状況に合わせた、効果的な保健指導を実施します。

初回指導での丁寧な目標設定と対象者の生活改善のモチベーションを維持するために、中間評価時点で血液検査を実施します。

##### <実施時期>

初回指導:健診後、1～2カ月以内に実施。

中間評価(積極的支援該当者のみ):初回指導後3か月経過時点で実施。

最終評価:初回指導後3～6カ月以内に実施。

#### (5)特定保健指導委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律第28条、及び実施基準第16条第1項に基づき、具体的に委託できる者の基準については厚生労働大臣の告示において定められています。

#### (6)委託契約の方法、契約書の様式

委託の範囲は、特定保健指導レベルの方への保健指導です。契約書の様式については、国の契約の様式に準じ作成しています。

#### (7)特定保健指導委託単価、自己負担額

特定保健指導利用時に対象者が窓口で支払う自己負担額は無料です。

#### (8)代行機関の名称

特定保健指導にかかる費用の請求・支払の代行は、大分県国民健康保険団体連合会に委託します。

### (9)特定保健指導の案内・周知

対象者については個別に訪問等の通知を送付します。その他、以下の方法での周知も行います。

集団健診・・・健診会場にて、腹囲とBMIが基準値を超えた者については、特定保健指導について利用を促す内容のパンフレットを配布します。

個別健診・・・医療機関での結果通知の際に、特定保健指導の該当者については利用を促す内容のパンフレットを渡します。

### (10)保健指導の様式、使用教材

保健指導様式は大分県下共通の保健指導様式を参考に由布市様式を作成していきます。

保健指導用教材として活用頻度の高いものは、スタッフ間の標準的な学習教材として使用できるよう、担当者会議で使い方や効果的な事例について共有を図ります。また、科学的根拠に基づいた保健指導が求められるため、ガイドライン等の知見を踏まえ、使用教材を更新していきます。

### (11)保健指導実施者の人材確保と資質向上

保健指導実施者の人材確保策を検討するために、保健活動体制整備に努めていきます。また、国や県が行う研修等に積極的に参加し、体制の整備を行っていきます。

## 3 事業主との連携

国民健康保険加入者には事業主健診を受診している被保険者も多くいます。事業主との連携を強化し事業主健診を受ける被保険者への特定健康診査、特定保健指導の促進と、結果回収を行っていきます。

## 4 年間スケジュール

スケジュール		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
体制整備 (予算、協議、契約等)		●委託機関との打合せ ●医療機関への依頼					●契約に係る協議	●予算組み						
周知・広報		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市報・公式アプリ等</li> <li>●健診おたすけハンドブック配布（各世帯）</li> <li>●ポスター掲示（役所、健診機関、医療機関、スーパー等）</li> <li>●ホームページ</li> </ul>												
特定健康診査	対象者抽出	●対象者抽出												
	受診券	●受診券発送 ※4月以降加入の対象者へは随時発送												
	特定健診実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地区巡回健診</li> <li>●施設健診</li> <li>●個別健診</li> </ul>												
	未受診者対策 <small>※必要に応じて記載</small>	電話	●本年度未受診者への勧奨											
		訪問	●本年度未受診者への勧奨											
通知		●ハガキ												
特定保健指導	対象者抽出 利用案内	●対象者抽出・案内（健診開始後より毎月）												
	特定保健指導実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>●前年度の継続</li> <li>●指導開始（健診開始後より）</li> </ul>												
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業評価</li> <li>●結果説明会（医療機関向け）</li> </ul>												

## 5 特定健診・保健指導のデータの形式

国の通知「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取扱いについて(平成20年3月28日健発第 0328024 号、保発第 0328003 号)」に基づき作成されたデータ形式で、健診実施機関から代行機関に送付されます。

受領したデータファイルは、特定健康診査等データ管理システムに保管されます。

特定保健指導の実績については、特定健康診査等データ管理システムへのデータ登録を行います。

## 6 特定健診・保健指導の記録の管理、保存期間について

特定健診・特定保健指導の記録の管理は、特定健康診査等データ管理システムで行い、5年間保存します。

## 第4章 その他

### 1 計画の公表・周知

本計画は、由布市のホームページ等において公表および周知します。

### 2 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報の保護に関する各種法令に基づき適切に管理します。また、業務を外部に委託する際も同様に扱われるよう委託契約書に定めるとともに、委託先に対して必要かつ適切な管理・監督を行い、個人情報の取り扱いについて万全の対策を講じるものとします。

### 3 計画の評価・見直し

設定した目標に基づき、各年度評価を行います。また必要に応じ事業内容や目標等を見直し、修正等の検討を行い、その結果は由布市国民健康保険運営協議会に報告します。

計画の最終年度にあたる令和11年度(2029年)に実施期間6年間について最終評価を行います。